

金沢市指定ごみ袋 取扱所登録に係る手続き

(1) 新規登録するとき

①販売開始までの主な流れ



※申請は随時、受け付けています。

②申請方法

以下に掲げる書類に必要事項を記入し、金沢市ごみ減量推進課に提出してください。

- …提出が必須の書類 ○…場合により提出が必要な書類
- 金沢市指定ごみ袋取扱所登録申請書
- 市税納付状況調査同意書
- 暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書
- 指定ごみ袋取扱所一覧（複数箇所ある場合のみ）

※指定ごみ袋の発注及び受領を取扱所及び申請者以外の他者が行う場合は、別途その権限がわかる委任状を提出してください。

③契約締結及び販売に係る手続き

- ・審査ののち、資格要件を満たしていることが確認できた場合は、市から以下の書類を申請者あてに送付します。

- 委託契約書（未記入2部）
- 口座振替依頼書
（口座振替を希望した方のみ）
- 初回発注数確認票

※受領後、書類を作成のうえ、全ての書類を金沢市ごみ減量推進課へ提出してください。
なお、初回発注では必ず全ての種類につき1箱以上発注してください。

- ・資格要件を満たさず、契約を締結することができないと判断した場合は、その旨を書面にて通知します。

- ・契約手続き完了後、市から以下の書類等を申請者あてに送付します。

- 委託契約書（1部）
- 取扱所マニュアル（正規版）
- 発注関係書類
- 配送カレンダー
- 取扱所ステッカー
- 周知用ポスター

※ステッカー及びポスターは市民から見えやすい場所に掲示してください。

(2) 届出事項に変更があったとき

登録申請時に届け出た以下の事項に変更があった場合は、「金沢市指定ごみ袋取扱所変更届出書」により速やかに届け出てください。

申請者に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・住所・名称（氏名）・担当者電話番号
取扱所（店舗）に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・名称・住所・電話番号・発注者の名称、住所、電話番号（取扱所と発注者が異なる場合のみ）・取扱所（店舗）を追加するとき・取扱所（店舗）を廃止するとき（全ての取扱所を廃止する場合は、廃止届を提出してください。）
配送先に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・名称・住所・電話番号・配送先を追加するとき・配送先を廃止するとき
請求先に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・支払方法・名称・住所・電話番号・口座振替の口座情報（届出後、受注センターから届く口座振替依頼書により口座設定の手続きしてください。）

(3) 指定ごみ袋の取扱いをやめるとき

- ・指定ごみ袋の取扱いをやめる場合は、「金沢市指定ごみ袋取扱廃止届出書」により金沢市ごみ減量推進課に届け出てください。
- ・未交付の指定ごみ袋がある場合は、必ず金沢市ごみ減量推進課に返還をお願いします。
- ・手数料の還付を希望する場合は、別途手続きが必要となります。

(4) 更新に係る手続き

- ・登録は年度ごとの更新となります。毎年度末頃に金沢市からお送りする書面にて登録更新の意思を確認します。
- ・年度変わりによる変更事項がないかを確認のうえ、必要に応じて変更届を提出してください。